【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第２号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月10日
【中間会計期間】	第124期中(自　2026年４月１日　至　2026年９月30日)
【会社名】	株式会社栃木銀行
【英訳名】	THE TOCHIGI BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取　仲　田　裕　之
【本店の所在の場所】	栃木県宇都宮市西２丁目１番18号
【電話番号】	宇都宮　028(633)1241(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営企画部長　　秋　元　憲　一
【最寄りの連絡場所】	東京都台東区三筋１丁目１番１号 株式会社栃木銀行東京事務所
【電話番号】	東京　03(5823)7700
【事務連絡者氏名】	東京事務所長　　風　間　祥　行
【縦覧に供する場所】	株式会社栃木銀行東京支店 （東京都台東区三筋１丁目１番１号） 株式会社栃木銀行大宮支店 （埼玉県さいたま市大宮区上小町482番１） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号） (注)　東京支店は金融商品取引法の規定による縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供するものであります。

第一部 【企業情報】

第１ 【企業の概況】

１ 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近３中間連結会計期間及び最近２連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2024年度 中間連結 会計期間	2025年度 中間連結 会計期間	2026年度 中間連結 会計期間	2024年度	2025年度
		(自2024年 ４月１日 至2024年 ９月30日)	(自2025年 ４月１日 至2025年 ９月30日)	(自2026年 ４月１日 至2026年 ９月30日)	(自2024年 ４月１日 至2025年 ３月31日)	(自2025年 ４月１日 至2026年 ３月31日)
連結経常収益	百万円	22,135	25,134	31,269	45,087	54,551
連結経常利益又は連結経常損失（△）	百万円	2,037	4,934	4,475	△23,641	10,019
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	1,470	4,344	3,521	―	―
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	百万円	―	―	―	△22,328	8,289
連結中間包括利益	百万円	259	6,163	3,328	―	―
連結包括利益	百万円	―	―	―	2,004	13,371
連結純資産額	百万円	151,717	159,007	166,804	153,093	164,954
連結総資産額	百万円	3,359,570	3,384,290	3,434,772	3,333,907	3,419,343
１株当たり純資産額	円	1,448.34	1,511.16	1,584.04	1,461.32	1,567.66
１株当たり中間純利益	円	14.19	41.83	33.81	―	―
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）	円	―	―	―	△215.45	79.71
潜在株式調整後１株当たり中間純利益	円	―	―	―	―	―
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	円	―	―	―	―	―
自己資本比率	%	4.47	4.65	4.80	4.54	4.77
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	56,268	△170,531	△49,168	△97,699	△171,176
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△17,684	△29,461	△55,976	210,553	△50,153
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	△303	△249	△1,478	△672	△1,510
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	百万円	610,639	484,247	355,012	684,471	461,641
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,573 [365]	1,552 [384]	1,539 [394]	1,513 [364]	1,501 [385]

(注) １　自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計－(中間)期末株式引受権－(中間)期末新株予約権－(中間)期末非支配株主持分)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。

２　当行は株式給付信託（BBT）による業績連動型株式報酬制度を導入しており、当該信託が保有する当行株式を自己株式として計上しております。これに伴い、当該信託に残存する当行株式を、１株当たり純資産額の算定に用いられた中間(期末）の普通株式の数から控除する自己株式に含めております。また、１株当たり(中間)当期純利益及び潜在株式調整後１株当たり(中間)当期純利益の算定上、普通株式の期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

３　潜在株式調整後１株当たり(中間)当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 当行の最近３中間会計期間及び最近２事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第122期中	第123期中	第124期中	第122期	第123期
決算年月		2024年９月	2025年９月	2026年９月	2025年３月	2026年３月
経常収益	百万円	19,725	22,321	28,081	40,096	48,313
経常利益又は経常損失（△）	百万円	1,820	4,540	3,967	△24,064	8,855
中間純利益	百万円	1,381	4,178	3,292	―	―
当期純利益又は当期純損失（△）	百万円	―	―	―	△22,491	8,021
資本金	百万円	27,408	27,408	27,408	27,408	27,408
発行済株式総数	千株	109,608	109,608	109,608	109,608	109,608
純資産額	百万円	140,377	145,491	150,397	139,144	147,967
総資産額	百万円	3,339,353	3,361,854	3,409,790	3,312,479	3,394,778
預金残高	百万円	3,141,016	3,154,856	3,183,129	3,121,185	3,175,361
貸出金残高	百万円	2,060,797	2,418,149	2,524,530	2,192,877	2,457,837
有価証券残高	百万円	619,894	408,984	473,529	376,366	423,241
１株当たり配当額	円	3.50	12.00	15.00	7.00	26.00
自己資本比率	%	4.20	4.32	4.41	4.20	4.35
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,407 [279]	1,324 [310]	1,314 [317]	1,282 [297]	1,283 [310]

(注) １　自己資本比率は、((中間)期末純資産の部合計－(中間)期末株式引受権－(中間)期末新株予約権)を(中間)期末資産の部の合計で除して算出しております。
２　当行は株式給付信託（BBT）による業績連動型株式報酬制度を導入しており、当該信託が保有する当行株式を(中間)財務諸表において自己株式として計上しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第２ 【事業の状況】

１ 【事業等のリスク】

該当事項はありません。

２ 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当中間連結会計期間（自2026年４月１日　至2026年９月30日）の我が国経済は、長引く中東情勢の影響から、原材料・エネルギー価格の上昇が続いておりますが、企業の継続的な賃上げや、底堅い雇用環境に支えられ、全体的には緩やかな回復を維持するものとなりました。しかしながら、依然として中東情勢は不透明であり、収束が見えない状況から物価高が続き、国内の製造・流通・サービス業をはじめ、あらゆる分野の生産活動に現在も影響を及ぼしております。

このような環境の下、当中間連結会計期間の業績は次のとおりとなりました。

経常収益は、貸出金利息や有価証券利息配当金などの資金運用収益が増加したこともあり、前年同期比61億35百万円増加し312億69百万円となりました。また経常費用は、預金利息や経費、不良債権処理費用の増加もあり、前年同期比65億94百万円増加し267億94百万円となりました。

この結果、経常利益は44億75百万円、親会社株主に帰属する中間純利益は35億21百万円となりました。

セグメントごとの業績は、次のとおりとなりました。

「銀行業」の経常収益は、前年同期比57億60百万円増加の280億76百万円、セグメント利益は前年同期比５億67百万円減少の39億83百万円となりました。

「金融商品取引業」の経常収益は、前年同期比２億80百万円増加の15億65百万円、セグメント利益は前年同期比１億55百万円増加の３億99百万円となりました。

報告セグメントに含まれない「その他」には、連結子会社におけるリース業、カード業等の収益を含んでおりますが、その経常収益は前年同期比84百万円増加の22億２百万円、セグメント利益は前年同期比46百万円減少の１億20百万円となりました。

当中間連結会計期間末の資産は、貸出金、有価証券の増加等により前連結会計年度末比154億円増加し３兆4,347億円となりました。負債は、預金の増加等により前連結会計年度末比135億円増加し３兆2,679億円となりました。また純資産は、利益剰余金の増加等により前連結会計年度末比18億円増加し1,668億円となりました。

なお、主要勘定の状況は次のとおりとなりました。

○預金

預金残高は前連結会計年度末比74億円増加し３兆1,784億円となりました。

○貸出金

貸出金残高は前連結会計年度末比663億円増加し２兆5,185億円となりました。

○有価証券

有価証券残高は前連結会計年度末比502億円増加し4,706億円となりました。

国内業務部門・国際業務部門別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支は163億円、役務取引等収支は35億円、その他業務収支は△16億円となりました。

このうち、国内業務部門の資金運用収支は163億円、役務取引等収支は35億円、その他業務収支は△16億円となりました。また、国際業務部門の資金運用収支は0.3億円、役務取引等収支は△0.0億円、その他業務収支は0.0億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	13,757	52	13,809
	当中間連結会計期間	16,321	38	16,360
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	17,168	61	8 17,221
	当中間連結会計期間	21,692	56	16 21,732
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	3,410	9	8 3,411
	当中間連結会計期間	5,371	17	16 5,372
役務取引等収支	前中間連結会計期間	3,137	△0	3,136
	当中間連結会計期間	3,595	△0	3,595
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	5,207	0	5,207
	当中間連結会計期間	5,742	0	5,742
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	2,070	0	2,071
	当中間連結会計期間	2,146	0	2,147
その他業務収支	前中間連結会計期間	△116	0	△115
	当中間連結会計期間	△1,678	2	△1,675
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	488	0	489
	当中間連結会計期間	665	2	668
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	604	―	604
	当中間連結会計期間	2,343	―	2,343

(注) 1　「国内業務部門」とは当行の円建取引及び連結子会社、「国際業務部門」とは当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2　資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息(外書き)であります。

国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益は57億円、役務取引等費用は21億円となりました。

このうち、国内業務部門の役務取引等収益は57億円、役務取引等費用は21億円となりました。また、国際業務部門の役務取引等収益は0.0億円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	5,207	0	5,207
	当中間連結会計期間	5,742	0	5,742
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	1,236	－	1,236
	当中間連結会計期間	1,592	－	1,592
うち為替業務	前中間連結会計期間	742	0	742
	当中間連結会計期間	732	0	732
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	55	－	55
	当中間連結会計期間	42	－	42
うち代理業務	前中間連結会計期間	427	－	427
	当中間連結会計期間	189	－	189
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	86	－	86
	当中間連結会計期間	77	－	77
うち保証業務	前中間連結会計期間	54	－	54
	当中間連結会計期間	20	－	20
役務取引等費用	前中間連結会計期間	2,070	0	2,071
	当中間連結会計期間	2,146	0	2,147
うち為替業務	前中間連結会計期間	75	0	76
	当中間連結会計期間	77	0	78

(注)　「国内業務部門」とは、当行の円建取引及び連結子会社、「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況

○　預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	3,150,885	1,409	3,152,295
	当中間連結会計期間	3,177,424	1,022	3,178,446
うち流動性預金	前中間連結会計期間	2,307,271	―	2,307,271
	当中間連結会計期間	2,334,822	―	2,334,822
うち定期性預金	前中間連結会計期間	827,824	―	827,824
	当中間連結会計期間	833,138	―	833,138
うちその他	前中間連結会計期間	15,789	1,409	17,199
	当中間連結会計期間	9,463	1,022	10,486
譲渡性預金	前中間連結会計期間	1,800	―	1,800
	当中間連結会計期間	800	―	800
総合計	前中間連結会計期間	3,152,685	1,409	3,154,095
	当中間連結会計期間	3,178,224	1,022	3,179,246

(注) 1　流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金
2　定期性預金＝定期預金＋定期積金
3　「国内業務部門」とは、当行の円建取引、「国際業務部門」とは、当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

国内業務部門・国際業務部門別貸出金残高の状況

○　業種別貸出状況(末残・構成比)

業種別	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	2,413,173	100.00	2,518,566	100.00
製造業	207,107	8.58	236,718	9.40
農業，林業	9,605	0.40	10,057	0.40
漁業	2,121	0.09	2,122	0.08
鉱業，採石業，砂利採取業	783	0.03	735	0.03
建設業	109,506	4.54	114,988	4.57
電気・ガス・熱供給・水道業	36,752	1.52	35,387	1.41
情報通信業	9,430	0.39	10,669	0.42
運輸業，郵便業	90,902	3.77	91,811	3.65
卸売業，小売業	159,463	6.61	159,623	6.34
金融業，保険業	126,328	5.23	117,529	4.67
不動産業，物品賃貸業	369,358	15.30	382,228	15.17
各種サービス業	201,253	8.34	220,432	8.75
地方公共団体	425,347	17.63	444,836	17.66
その他	665,212	27.57	691,424	27.45
海外及び特別国際金融取引勘定分	―	―	―	―
政府等	―	―	―	―
金融機関	―	―	―	―
その他	―	―	―	―
合計	2,413,173	―	2,518,566	―

(注)　「国内」とは、当行及び連結子会社であります。

(2) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、貸出金の純増等により、△491億68百万円となりました。(前年同期比1,213億62百万円増加)

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の取得等の増加により、△559億76百万円となりました。(前年同期比265億15百万円減少)

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金支払等により、△14億78百万円となりました。(前年同期比12億28百万円減少)

これらの結果、現金及び現金同等物の中間期末残高は、前年同期比1,292億34百万円減少し、3,550億12百万円となりました。

(3) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

当中間連結会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「①経営成績等の状況に関する分析・検討」、「②資本の財源及び資金の流動性について」に重要な変更はありません。なお、「③重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定」については、「第４　経理の状況　１　中間連結財務諸表　注記事項（追加情報）」に記載しております。

当中間連結会計期間においては、第12次中期経営計画の「新たな価値提供の進化」を成し遂げるため、注力すべき３つの基本戦略として「既存ビジネスの深化」「新事業領域の拡大」「『進化』を支える組織基盤の強化」を掲げています。これらの戦略により、社会・お客様の課題解決及び地域経済や産業の発展を支援できるよう、地域金融機関としての金融力強化に取り組んでおります。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(自己資本比率等の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の２の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	2026年９月30日
１.連結自己資本比率（２/３）	9.60
２.連結における自己資本の額	1,452
３.リスク・アセットの額	15,121
４．連結総所要自己資本額	604

単体自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	2026年９月30日
１.自己資本比率（２/３）	9.36
２.単体における自己資本の額	1,405
３.リスク・アセットの額	15,003
４．単体総所要自己資本額	600

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第６条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第２条第３項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるものについて債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

１　破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

２　危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

３　要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

４　正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記１から３までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定の額

債権の区分	2025年９月30日	2026年９月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	29	24
危険債権	434	466
要管理債権	20	28
正常債権	23,966	24,962

３ 【重要な契約等】

該当事項はありません。

第３ 【提出会社の状況】

１ 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	212,000,000
計	212,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2026年９月30日)	提出日現在 発行数(株) (2026年11月10日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	109,608,000	109,608,000	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数は100株であります。
計	109,608,000	109,608,000	―	―

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストック・オプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2026年９月30日	―	109,608	―	27,408	―	26,150

(5) 【大株主の状況】

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区赤坂１丁目８番１号	14,439	13.73
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海１丁目８番12号	5,145	4.89
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001（常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部）	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS(東京都港区港南２丁目15番１号)	4,298	4.09
栃木銀行行員持株会	栃木県宇都宮市西２丁目１番18号	4,118	3.91
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)（常任代理人　株式会社三菱ＵＦＪ銀行）	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM（東京都千代田区丸の内１丁目４番５号）	2,911	2.77
高橋　慧	東京都渋谷区	2,461	2.34
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内２丁目１番１号	1,409	1.34
住友生命保険相互会社	東京都中央区八重洲２丁目２番１号	1,409	1.34
JP MORGAN CHASE BANK 385781（常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部）	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM(東京都港区港南２丁目15番１号)	1,392	1.32
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103（常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部）	ONE CONGRESS STREET,SUITE 1,BOSTON, MASSACHUSETTS(東京都港区港南２丁目15番１号)	1,373	1.30
計	―	38,960	37.07

（注）１　上記の発行済株式より除く自己株式には、株式給付信託（BBT）に基づき株式会社日本カストディ銀行が保有する当行株式928千株は含まれておりません。

２　2025年５月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー（Wellington Management Company LLP）及びその共同保有者であるウエリントン・マネージメント・インターナショナル・リミテッド（Wellington Management International Ltd）が2025年５月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当行として2026年９月30日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数（千株）	株券等保有割合(%)
ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー（Wellington Management Company LLP）	アメリカ合衆国、02210 マサチューセッツ州ボストン、コングレス・ストリート280	6,085	5.55
ウエリントン・マネージメント・インターナショナル・リミテッド（Wellington Management International Ltd）	英国 SW1E 5JL、ロンドン、ビクトリア・ストリート80、カーディナル・プレイス	2,819	2.57
合計		8,905	8.12

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年９月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,514,900	―	―
完全議決権株式(その他)	普通株式 105,006,600	1,050,066	―
単元未満株式	普通株式 86,500	―	１単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	109,608,000	―	―
総株主の議決権	―	1,050,066	―

(注) １　上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が12千株、株式給付信託（BBT）が所有する当行株式928千株が含まれております。また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が120個、同信託名義の完全議決権株式に係る議決権の数が9,285個含まれております。なお、当議決権9,285個は議決権不行使となっております。

２　上記の「単元未満株式」の欄の普通株式には当行所有の自己株式78株が含まれております。

② 【自己株式等】

2026年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社栃木銀行	栃木県宇都宮市 西２丁目１番18号	4,514,900	―	4,514,900	4.12
計	―	4,514,900	―	4,514,900	4.12

(注) １　株主名簿上は当行名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が1,000株(議決権10個)あります。なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式に含めております。

２　株式給付信託（BBT）が所有する当行株式928,500株は上記自己株式に含まれておりません。

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当中間会計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

なお、当行は、2026年６月25日開催の定時株主総会で承認可決されました定款の一部変更に基づき、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。

(1)　新任役員

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（千株）	就任年月日
取締役	秋元　憲一	1967年５月３日生	1990年４月　当行入行 2010年10月　経営企画部主任調査役 2016年６月　東京支店長 2017年４月　秘書室東京事務所主任調査役 2018年６月　上三川支店長 2021年６月　秘書室長 2023年６月　コンプライアンス統括部長 2024年６月　経営企画部長 2024年７月　執行役員経営企画部長 2026年６月　取締役経営企画部長（現任）	（注１）	21	2026年 ６月25日
取締役	篠﨑　佳弘	1968年10月８日生	1992年４月　当行入行 2012年６月　東越谷支店長 2015年４月　足利支店長 2016年６月　栃木支店長 2018年６月　東京支店長 2020年７月　執行役員東京支店長 2021年６月　執行役員宇都宮東支店長 2023年６月　執行役員法人営業部長 2026年６月　取締役県央エリア長兼本店営業部長（現任）	（注１）	11	2026年 ６月25日
取締役監査等委員	石渡　教夫	1963年３月30日生	1985年４月　当行入行 2007年６月　吉川支店長 2010年４月　幸手支店長 2012年10月　鹿沼支店長 2015年10月　事務システム部副部長 2018年６月　コンプライアンス統括部長 2020年７月　執行役員コンプライアンス統括部長 2020年10月　執行役員人事部長 2023年６月　常勤監査役 2026年６月　取締役監査等委員（現任）	（注２）	45	2026年 ６月25日

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（千株）	就任年月日
社外取締役監査等委員	須賀　英之	1955年１月25日生	1977年４月　株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 1982年９月　学校法人須賀学園副理事長・評議員兼任（現職） 1999年10月　株式会社日本興業銀行本店営業部第10部兼業務部副部長 2000年９月　株式会社日本興業銀行退職 2003年４月　那須大学（現宇都宮共和大学）学長（現職） 2004年４月　宇都宮短期大学学長（現職） 2007年11月　宇都宮商工会議所副会頭 2010年４月　宇都宮短期大学附属中学校校長（現職） 2015年４月　宇都宮短期大学附属高等学校校長（現職） 2019年４月　学校法人須賀学園理事長（現職） 2020年６月　当行社外監査役（非常勤） 2026年６月　当行社外取締役監査等委員（現任）	（注２）	51	2026年６月25日
社外取締役監査等委員	岡本　直之	1961年８月７日生	1985年４月　大蔵省（現財務省）入省 1990年７月　関東信越国税局潮来税務署長 2007年８月　長野県企画参事（知事特命担当） 2009年７月　財務省主計局主計官 2013年６月　財務省大臣官房審議官（理財局担当） 2014年７月　内閣官房内閣審議官日本経済再生総合事務局次長 2017年７月　内閣府地方創生推進事務局次長 2018年７月　財務省大臣官房政策立案総括審議官 2020年７月　国土交通省政策統括官 2021年８月　退官 2021年８月　西村国務大臣政務秘書官 2021年12月　株式会社三井住友銀行顧問 2022年５月　株式会社プレナス社外取締役（現任） 2025年４月　東京大学総長室アドバイザー、ＧＸ戦略推進センター客員教授（現任） 2026年６月　当行社外取締役監査等委員（現任）	（注２）	-	2026年６月25日

（注１）就任の時から2027年３月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

（注２）就任の時から2028年３月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

(2)　退任役員

役職名	氏名	退任年月日
常務取締役	大橋　重信	2026年６月25日
常勤監査役	福田　稔	2026年６月25日
常勤監査役	石渡　教夫	2026年６月25日
社外監査役	宮内　豊	2026年６月25日
社外監査役	須賀　英之	2026年６月25日

（注）当行は、2026年６月25日付で監査等委員会設置会社へ移行いたしました。そのため、常勤監査役石渡教夫は、2026年６月25日で退任し新たに取締役監査等委員として同日に就任しております。また、社外監査役須賀英之は、2026年６月25日で退任し新たに社外取締役監査等委員として同日に就任しております。

(3)　役職の異動

新役職名	旧役職名	氏名	異動年月日
常務取締役	取締役営業統括部 埼玉エリア本部長	須藤　幸昌	2026年６月25日
社外取締役監査等委員	社外取締役	亀岡　晶子	2026年６月25日
社外取締役監査等委員	社外取締役	吉澤　一子	2026年６月25日

(4)　異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性12名　女性2名（役員のうち女性の比率14.2%）

第４ 【経理の状況】

１　当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第18条第２項に規定する事業を行う会社)に該当するため、中間会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。

２　当行の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
　また、当行は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第２号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第１編及び第４編の規定により第２種中間連結財務諸表を作成しております。

３　当行の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。
　また、当行は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第２号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第１編及び第４編の規定により第２種中間財務諸表を作成しております。

４　当行は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間連結会計期間(自2026年４月１日　至2026年９月30日)の中間連結財務諸表及び中間会計期間(自2026年４月１日　至2026年９月30日)の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツの中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
資産の部		
現金預け金	※5 465,687	※5 359,861
コールローン及び買入手形	918	691
金銭の信託	463	434
有価証券	※1,※2,※3,※5,※9 420,322	※1,※2,※3,※5,※9 470,609
貸出金	※3,※4,※5,※6 2,452,258	※3,※4,※5,※6 2,518,566
外国為替	※3 753	※3 625
その他資産	※3,※5 30,170	※3,※5 33,645
有形固定資産	※7,※8 30,765	※7,※8 32,968
無形固定資産	1,494	1,735
退職給付に係る資産	22,252	22,668
繰延税金資産	3,422	2,923
支払承諾見返	※3 2,054	※3 2,430
貸倒引当金	△11,221	△12,389
資産の部合計	3,419,343	3,434,772
負債の部		
預金	※5 3,171,026	※5 3,178,446
譲渡性預金	800	800
借用金	※5 45,808	※5 45,647
外国為替	-	0
その他負債	31,776	37,710
賞与引当金	934	972
役員賞与引当金	31	20
退職給付に係る負債	296	295
役員退職慰労引当金	6	1
役員株式給付引当金	58	79
睡眠預金払戻損失引当金	244	244
偶発損失引当金	504	472
特別法上の引当金	18	18
再評価に係る繰延税金負債	※7 829	※7 828
支払承諾	2,054	2,430
負債の部合計	3,254,389	3,267,967
純資産の部		
資本金	27,408	27,408
資本剰余金	30,036	30,036
利益剰余金	103,092	105,146
自己株式	△2,153	△2,144
株主資本合計	158,384	160,446
その他有価証券評価差額金	△6,948	△8,117
繰延ヘッジ損益	3,722	5,490
土地再評価差額金	※7 △674	※7 △678
退職給付に係る調整累計額	8,761	7,858
その他の包括利益累計額合計	4,859	4,553
非支配株主持分	1,710	1,804
純資産の部合計	164,954	166,804
負債及び純資産の部合計	3,419,343	3,434,772

(2) 【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年４月１日 至 2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)
経常収益	25,134	31,269
資金運用収益	17,221	21,732
（うち貸出金利息）	14,148	17,892
（うち有価証券利息配当金）	1,318	2,224
役務取引等収益	5,207	5,742
その他業務収益	489	668
その他経常収益	※1 2,215	※1 3,126
経常費用	20,200	26,794
資金調達費用	3,411	5,372
（うち預金利息）	2,753	4,986
役務取引等費用	2,071	2,147
その他業務費用	604	2,343
営業経費	※2 11,839	※2 13,140
その他経常費用	※3 2,272	※3 3,790
経常利益	4,934	4,475
特別利益	45	503
固定資産処分益	45	503
特別損失	15	7
固定資産処分損	15	7
税金等調整前中間純利益	4,963	4,971
法人税、住民税及び事業税	702	763
法人税等調整額	△140	577
法人税等合計	562	1,340
中間純利益	4,401	3,631
非支配株主に帰属する中間純利益	57	110
親会社株主に帰属する中間純利益	4,344	3,521

【中間連結包括利益計算書】

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
中間純利益	4,401	3,631
その他の包括利益	1,761	△302
その他有価証券評価差額金	1,464	△1,168
繰延ヘッジ損益	924	1,768
退職給付に係る調整額	△626	△902
中間包括利益	6,163	3,328
（内訳）		
親会社株主に係る中間包括利益	6,106	3,218
非支配株主に係る中間包括利益	57	110

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 2025年４月１日　至 2025年９月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	27,408	30,036	96,419	△2,288	151,576
当中間期変動額					
剰余金の配当			△367		△367
親会社株主に帰属する中間純利益			4,344		4,344
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				134	134
土地再評価差額金の取崩					-
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	-	-	3,976	134	4,110
当中間期末残高	27,408	30,036	100,395	△2,153	155,687

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△6,618	1,108	△661	6,084	△87	1,604	153,093
当中間期変動額							
剰余金の配当							△367
親会社株主に帰属する中間純利益							4,344
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							134
土地再評価差額金の取崩							-
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	1,464	924	-	△626	1,761	41	1,803
当中間期変動額合計	1,464	924	-	△626	1,761	41	5,914
当中間期末残高	△5,154	2,032	△661	5,457	1,674	1,646	159,007

当中間連結会計期間(自 2026年４月１日　至 2026年９月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	27,408	30,036	103,092	△2,153	158,384
当中間期変動額					
剰余金の配当			△1,471		△1,471
親会社株主に帰属する中間純利益			3,521		3,521
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				9	9
土地再評価差額金の取崩			3		3
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）					
当中間期変動額合計	-	-	2,053	9	2,062
当中間期末残高	27,408	30,036	105,146	△2,144	160,446

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△6,948	3,722	△674	8,761	4,859	1,710	164,954
当中間期変動額							
剰余金の配当							△1,471
親会社株主に帰属する中間純利益							3,521
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							9
土地再評価差額金の取崩							3
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△1,168	1,768	△3	△902	△305	94	△211
当中間期変動額合計	△1,168	1,768	△3	△902	△305	94	1,850
当中間期末残高	△8,117	5,490	△678	7,858	4,553	1,804	166,804

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2025年４月１日 至 2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	4,963	4,971
減価償却費	779	882
貸倒引当金の増減（△）	△155	1,168
賞与引当金の増減額（△は減少）	49	37
役員賞与引当金の増減額（△は減少）	△4	△10
退職給付に係る資産の増減額（△は増加）	△1,374	△1,730
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	10	△1
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	△1	△4
役員株式給付引当金の増減額（△は減少）	△110	20
睡眠預金払戻損失引当金の増減（△）	△7	△0
偶発損失引当金の増減額（△は減少）	27	△32
資金運用収益	△17,221	△21,732
資金調達費用	3,411	5,372
有価証券関係損益（△）	229	1,273
金銭の信託の運用損益（△は運用益）	△1	△2
為替差損益（△は益）	△17	5
固定資産処分損益（△は益）	△29	△495
貸出金の純増（△）減	△223,898	△66,307
預金の純増減（△）	33,721	6,429
譲渡性預金の純増減（△）	800	-
借用金の純増減（△）	2,368	△160
預け金（日銀預け金を除く）の純増（△）減	7,152	188
コールローン等の純増（△）減	△13	226
外国為替（資産）の純増（△）減	△69	128
外国為替（負債）の純増減（△）	1	0
資金運用による収入	18,439	22,684
資金調達による支出	△4,034	△4,785
その他	4,170	4,079
小計	△170,815	△47,796
法人税等の支払額	△157	△1,375
法人税等の還付額	442	3
営業活動によるキャッシュ・フロー	△170,531	△49,168

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△71,593	△134,942
有価証券の売却による収入	36,759	75,119
有価証券の償還による収入	10,526	6,646
金銭の信託の減少による収入	24	31
有形固定資産の取得による支出	△4,996	△3,018
有形固定資産の売却による収入	65	637
無形固定資産の取得による支出	△271	△479
敷金及び保証金の差入による支出	△0	△0
敷金及び保証金の回収による収入	24	29
投資活動によるキャッシュ・フロー	△29,461	△55,976
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△367	△1,471
非支配株主への配当金の支払額	△15	△15
自己株式の取得による支出	△0	△0
自己株式の売却による収入	134	9
財務活動によるキャッシュ・フロー	△249	△1,478
現金及び現金同等物に係る換算差額	17	△5
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△200,224	△106,628
現金及び現金同等物の期首残高	684,471	461,641
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1　484,247	※1　355,012

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1　連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社　6社

会社名

株式会社とちぎんビジネスサービス
株式会社とちぎん集中事務センター
株式会社とちぎんカード・サービス
株式会社とちぎんリーシング
とちぎんＴＴ証券株式会社
株式会社クリーンエナジー・ソリューションズ

(2) 非連結子会社 4社

会社名

株式会社とちぎんキャピタル＆コンサルティング
とちぎ地域活性化２号投資事業有限責任組合
とちぎん農業法人投資事業有限責任組合
とちぎん農業法人２号投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2　持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当事項はありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当事項はありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社 4社

会社名

株式会社とちぎんキャピタル＆コンサルティング
とちぎ地域活性化２号投資事業有限責任組合
とちぎん農業法人投資事業有限責任組合
とちぎん農業法人２号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当事項はありません。

3　連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

９月末日　　6社

4　会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、1998年４月１日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物：６年～50年

その他：４年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

②　無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(主として５年)に基づいて償却しております。

③　リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

破綻先　　：破産、特別清算等、法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者

実質破綻先：破綻先と実質的に同等の状況にある債務者

破綻懸念先：現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要管理先　：要注意先のうち債権の全部または一部が要管理債権（貸出条件緩和債権及び三月以上延滞債権）である債務者

要注意先　：貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調ないし不安定または財務内容に問題があるなど、今後の管理に注意を要する債務者

正常先　　：業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

正常先に対する債権については主として今後１年間の予想損失額を見込んで計上しております。また、要管理先に対する債権については主として今後３年間の、その他の要注意先に対する債権については主として今後１年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は１年間又は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して、３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の一定期間における平均値に基づき決定した予想損失率を乗じて計上しております。なお、大口の破綻懸念先に対する債権については、債務者ごとの回収可能性を見積り、予想損失率に基づき算定した貸倒引当金に対して必要と認められる追加的な引当額を計上しております。破綻先に対する債権及び実質破綻先に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,884百万円(前連結会計年度末は6,480百万円)であります。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(8) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、一部の連結子会社において役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(9) 役員株式給付引当金の計上基準

役員株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく当行の取締役（監査等委員の取締役及び社外取締役を除く）への当行株式の交付に備えるため、取締役に対する株式給付債務の見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。なお、株式給付信託に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号　2015年３月26日）に準じた処理をしております。

(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(11) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金見込額を計上しております。

(12) 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引法第46条の５に定める金融商品取引責任準備金であり、有価証券又はデリバティブ取引の事故による損失に備えるため、連結子会社が金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

(13) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用　：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異　：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

ただし、当行の嘱託・臨時従業員への退職給付については、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(14) 重要な収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用については、契約に基づきリース料を収受する日に、受取リース料をリース収益として計上し、元本回収相当額（受取リース料から利息相当額等を差し引いた額）を売上原価として計上しております。

顧客との契約から生じる収益の計上基準

顧客との契約から生じる収益については、以下の５ステップに基づき収益を認識しております。

ステップ１：顧客との契約を識別する。

ステップ２：契約における履行義務を識別する。

ステップ３：取引価格を算定する。

ステップ４：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ５：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

顧客との契約から生じる収益のうち、投資信託の販売に係る手数料収入等については、財又はサービスの提供完了時点において履行義務を充足するものとして収益を認識しております。また、カード年会費収入等、サービス提供期間にわたって履行義務を充足するものについては、当該期間にわたって収益を認識しております。

なお、これらの収益には重大な変動対価の見積り及び金融要素は含まれておりません。

(15) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行及び連結子会社の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(16) 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引については、ヘッジ対象であるその他有価証券に区分している固定金利の債券から生じる金利リスクを回避するため、ヘッジ手段として取引ごとに個別対応の金利スワップ取引等のデリバティブ取引を行う「個別ヘッジ」を実施しております。

ヘッジの有効性の評価については、ヘッジ手段とヘッジ対象の条件が概ね同一であることをもって有効性の評価に代えております。

(17)中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(追加情報)

（株式給付信託を利用した業績連動型株式報酬制度）

当行は、当行の取締役（監査等委員の取締役及び社外取締役を除く）の報酬と当行の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT(＝Board Benefit Trust))」（以下、「本制度」という。）を導入しております。なお、役員株式給付信託引当金の算出方法については、「４　会計方針に関する事項」の「(9) 役員株式給付引当金の計上基準」に記載しております。

①本制度の概要

本制度は、当行が拠出する金銭を原資として当行株式が信託 （以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」という。）を通じて取得され、取締役に対して、当行が定める役員株式給付規程に従って、当行株式及び当行株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当行株式等」という。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役が当行株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

②本信託に残存する当行株式

本信託に残存する当行株式は、株主資本において自己株式として計上しており、当中間連結会計期間末の当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、267百万円及び928千株（前連結会計年度末は276百万円及び960千株）であります。

(中間連結貸借対照表関係)

※１　非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
株式	16百万円	16百万円
出資金	250百万円	199百万円

※２　無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）等により借り入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
（再）担保に差し入れている有価証券	2,093百万円	2,151百万円

※３　銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2,826百万円	2,542百万円
危険債権額	45,703百万円	46,761百万円
要管理債権額	2,565百万円	2,818百万円
三月以上延滞債権額	53百万円	47百万円
貸出条件緩和債権額	2,512百万円	2,771百万円
小計額	51,095百万円	52,122百万円
正常債権額	2,426,018百万円	2,490,143百万円
合計額	2,477,114百万円	2,542,266百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※４ 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
1,185百万円	624百万円

※５　担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
担保に供している資産		
預け金	44百万円	44百万円
有価証券	70,150百万円	45,595百万円
貸出金	100,000百万円	150,033百万円
その他資産	1百万円	1百万円
計	170,196百万円	195,674百万円
担保資産に対応する債務		
預金	2,056百万円	3,346百万円
借用金	42,500百万円	42,300百万円

上記のほか、為替決済及び信用取引等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
有価証券	10,062百万円	10,943百万円
その他資産	1,296百万円	1,576百万円

また、その他資産には保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
保証金	612百万円	583百万円

※６　当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
融資未実行残高	352,654百万円	351,004百万円
うち契約残存期間が１年以内のもの	333,049百万円	331,281百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※７　土地の再評価に関する法律(平成10年３月31日公布　法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1999年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年３月31日公布 政令第119号)第２条第４号に定める「地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額」に奥行価格補正及び時点修正等、合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間連結会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
4,290百万円	4,312百万円

※８　有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
減価償却累計額	28,403百万円	27,361百万円

※９「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第２条第３項)による社債に対する保証債務の額

前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
20,467百万円	18,376百万円

(中間連結損益計算書関係)

※１　その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
償却債権取立益	85百万円	72百万円
株式等売却益	232百万円	971百万円

※２　営業経費には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
給料・手当	6,562百万円	6,834百万円
租税公課	788百万円	1,411百万円
事務委託費	1,213百万円	1,374百万円

※３　その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
貸倒引当金繰入額	263百万円	1,626百万円
貸出金償却	604百万円	688百万円
株式等売却損	0百万円	27百万円

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

１ 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当中間連結会計期間増加株式数	当中間連結会計期間減少株式数	当中間連結会計期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	109,608	―	―	109,608	
合計	109,608	―	―	109,608	
自己株式					
普通株式	5,942	0	467	5,475	(注)1、2、3
合計	5,942	0	467	5,475	

(注) １　当中間連結会計期間末の自己株式数には、株式給付信託(BBT)が保有する当行株式960千株が含まれております。
２　自己株式のうち普通株式の株式数の増加は、自己株式取得のための買付0千株によるものであります。
３　自己株式のうち普通株式の株式数の減少は、株式給付信託（BBT)権利行使467千株によるものであります。

２ 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

３ 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年６月26日定時株主総会	普通株式	367	3.5	2025年３月31日	2025年６月27日

（注）2025年６月26日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託（BBT）が保有する当行株式に対する配当金４百万円が含まれております。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年11月７日取締役会	普通株式	1,261	利益剰余金	12.0	2025年９月30日	2025年12月10日

（注）2025年11月７日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託（BBT）が保有する当行株式に対する配当金11百万円が含まれております。

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首株式数	当中間連結会計期間増加株式数	当中間連結会計期間減少株式数	当中間連結会計期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	109,608	―	―	109,608	
合計	109,608	―	―	109,608	
自己株式					
普通株式	5,475	0	32	5,443	(注)1、2、3
合計	5,475	0	32	5,443	

(注) 1　当中間連結会計期間末の自己株式数には、株式給付信託(BBT)が保有する当行株式928千株が含まれております。
2　自己株式のうち普通株式の株式数の増加は、自己株式取得のための買付0千株によるものであります。
3　自己株式のうち普通株式の株式数の減少は、株式給付信託（BBT)権利行使32千株によるものであります。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年６月25日定時株主総会	普通株式	1,471	14.0	2026年３月31日	2026年６月26日

（注）2026年６月25日定時株主総会決議による配当金の総額には、株式給付信託（BBT）が保有する当行株式に対する配当金13百万円が含まれております。

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年11月６日取締役会	普通株式	1,576	利益剰余金	15.0	2026年９月30日	2026年12月10日

（注）2026年11月６日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託（BBT）が保有する当行株式に対する配当金13百万円が含まれております。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※１　現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
現金預け金勘定	493,289百万円	359,861百万円
定期預け金等	△9,041百万円	△4,848百万円
現金及び現金同等物	484,247百万円	355,012百万円

(リース取引関係)

（借手側）

1　ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

①有形固定資産

主として、事務機器等であります。

②無形固定資産

ソフトウエアであります。

(2) リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4 会計方針に関する事項」の「(4)固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2 オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：百万円）

	当連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
1年内	133	131
1年超	―	―
合計	133	131

(金融商品関係)

1　金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額は次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表に含めておりません（（注１）参照）。また、現金預け金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

中間連結貸借対照表における重要性が乏しい科目については、記載を省略しております。

前連結会計年度（2026年３月31日）

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券(注１)			
その他有価証券	415,060	415,060	－
(2) 貸出金	2,452,258		
貸倒引当金(＊)	△10,843		
	2,441,414	2,390,141	△51,273
資産計	2,856,475	2,805,202	△51,273
(1) 預金	3,171,026	3,170,307	△719
(2) 譲渡性預金	800	800	－
(3) 借用金	45,808	45,801	△6
負債計	3,217,634	3,216,908	△725

(＊)　貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

当中間連結会計期間（2026年９月30日）

(単位：百万円)

	中間連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 有価証券(注１)			
その他有価証券	464,615	464,615	－
(2) 貸出金	2,518,566		
貸倒引当金(＊)	△11,944		
	2,506,622	2,445,707	△60,914
資産計	2,971,238	2,910,323	△60,914
(1) 預金	3,178,446	3,177,752	△694
(2) 譲渡性預金	800	800	－
(3) 借用金	45,647	45,640	△7
負債計	3,224,894	3,224,192	△701

(＊)　貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注１)　市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
非上場株式(＊１)(＊２)	716	717
組合出資金(＊３)	4,545	5,276

(＊１)　非上場株式については「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年３月31日）第５項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(＊２)　前連結会計年度において、非上場株式について減損処理は行っておりません。
当中間連結会計期間において、非上場株式について減損処理は行っておりません。

(＊３)　組合出資金については「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

２　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：　観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：　観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合は、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品

前連結会計年度（2026年３月31日）

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債等	271,016	67,055	－	338,072
社債	－	22,660	19,885	42,546
株式	10,252	－	－	10,252
その他	3,696	20,493	－	24,189
資産計	284,965	110,209	19,885	415,060

(＊)「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日）第24-３項及び第24-９項を適用した投資信託等については、該当ありません。

当中間連結会計期間（2026年９月30日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債等	344,690	51,478	―	396,168
社債	―	16,152	17,750	33,902
株式	10,018	―	―	10,018
その他	4,679	19,846	―	24,525
資産計	359,388	87,476	17,750	464,615

(＊)「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号　2021年６月17日)第24-３項及び第24-９項を適用した投資信託等については、該当ありません。

（２） 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2026年３月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
貸出金	―	―	2,390,141	2,390,141
資産計	―	―	2,390,141	2,390,141
預金	―	―	3,170,307	3,170,307
譲渡性預金	―	―	800	800
借用金	―	44,929	872	45,801
負債計	―	44,929	3,171,979	3,216,908

当中間連結会計期間（2026年９月30日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
貸出金	―	―	2,445,707	2,445,707
資産計	―	―	2,445,707	2,445,707
預金	―	―	3,177,752	3,177,752
譲渡性預金	―	―	800	800
借用金	―	44,678	961	45,640
負債計	―	44,678	3,179,514	3,224,192

(注１)　時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いたとしても市場が活発でない場合にはレベル２の時価に分類しております。主に、地方債、社債、住宅ローン担保証券がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル２の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、日本円0IS、スワップレート、倒産確率、倒産時の損失率が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル３の時価に分類しております。

なお、私募債は、元利金等を信用リスク等のリスク要因を織り込んだ割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率における重要なインプットが観察不能であることから、レベル３の時価に分類しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

また、時価の算出にあたっては、観察できないインプットによる影響が重要であるため、レベル３の時価に分類しております。

負債

預金及び譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。その割引率は、市場金利に流動性リスクやマーケット動向等を反映させた割引率を用いております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル３の時価に分類しております。

借用金

借用金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて現在価値を算定しております。

なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としており、時価の算出に当たっては、割引率等における観察できないインプットによる影響が重要な場合はレベル３の時価、そうでない場合はレベル２の時価に分類しております。

（注２） 時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品のうちレベル３の時価に関する情報

（１） 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

前連結会計年度（2026年３月31日）

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
その他有価証券				
私募債	現在価値技法	倒産確率	0.057%―7.750%	0.1292%

当中間連結会計期間（2026年９月30日）

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
その他有価証券				
私募債	割引現在価値法	倒産確率	0.060%―13.333%	0.138%

（２） 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

前連結会計年度（2026年３月31日）

（単位：百万円）

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル３の時価への振替	レベル３の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益
		損益に計上(＊１)	その他の包括利益に計上（＊２）					
有価証券								
その他有価証券								
私募債	23,293	△36	△51	△3,319	―	―	19,885	―

（＊１）連結損益計算書の「有価証券利息配当金」に含まれております。

（＊２）連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当中間連結会計期間（2026年９月30日）

（単位：百万円）

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル３の時価への振替	レベル３の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益
		損益に計上(＊１)	その他の包括利益に計上（＊２）					
有価証券								
その他有価証券								
私募債	19,885	△23	△44	△2,066	－	－	17,750	－

（＊１）中間連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。
（＊２）中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

（３） 時価の評価プロセスの説明

当行グループは、時価算定を行う市場部門を中心に時価の算定に関する方針及び手続きを定めております。これに沿って、市場部門のバックオフィス等が時価を算定しております。算定された時価はバックオフィス等で、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果はリスク管理部門に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適正性が確保されております。

時価の算定にあたっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

（４）重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響の説明

私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、倒産確率であります。倒産確率は、実績値の過去平均を基準として線形性を考慮した補正を行っております。一般に、倒産確率の著しい上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

(有価証券関係)

※１ 中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。

※２ 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

１ 満期保有目的の債券

前連結会計年度（2026年３月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（2026年９月30日現在）

該当事項はありません。

２ その他有価証券

前連結会計年度（2026年３月31日現在）

	種類	連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	8,705	4,153	4,551
	債券	―	―	―
	国債	―	―	―
	地方債	―	―	―
	社債	―	―	―
	その他	7,975	7,240	735
	外国証券	―	―	―
	その他の証券	7,975	7,240	735
	小計	16,681	11,394	5,287
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,546	1,655	△109
	債券	380,618	395,464	△14,845
	国債	271,016	279,786	△8,770
	地方債	62,227	66,988	△4,761
	社債	47,374	48,688	△1,313
	その他	16,214	16,800	△585
	外国証券	7,829	8,000	△170
	その他の証券	8,384	8,800	△415
	小計	398,379	413,920	△15,541
合計		415,060	425,314	△10,254

当中間連結会計期間（2026年９月30日現在）

	種類	中間連結貸借対照表計上額（百万円）	取得原価（百万円）	差額（百万円）
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	8,989	4,284	4,705
	債券	1,985	1,980	4
	国債	1,985	1,980	4
	地方債	―	―	―
	社債	―	―	―
	その他	4,747	3,659	1,088
	外国証券	―	―	―
	その他の証券	4,747	3,659	1,088
	小計	15,721	9,924	5,797
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,028	1,168	△139
	債券	428,086	444,756	△16,670
	国債	342,705	353,881	△11,176
	地方債	46,769	50,873	△4,103
	社債	38,611	40,002	△1,390
	その他	19,778	20,661	△882
	外国証券	7,328	7,500	△171
	その他の証券	12,449	13,161	△711
	小計	448,893	466,586	△17,692
合計		464,615	476,510	△11,895

３　減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

前連結会計年度における減損処理額は、36百万円（うち、社債36百万円）であります。

当中間連結会計期間における減損処理額は、23百万円（うち、社債23百万円）であります。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の有価証券の銘柄について当中間連結会計期間（連結会計年度）末日における時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、また、30%以上50%未満下落した銘柄については、一定期間の時価の推移や発行会社の財務内容等により判断しております。なお、資産の自己査定における有価証券の発行会社が破綻懸念先以下の場合には時価が取得原価に比べ下落した有価証券について減損処理を実施しております。

(金銭の信託関係)

１ 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度（2026年３月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（2026年９月30日現在）

該当事項はありません。

２ その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度（2026年３月31日現在）

	連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの(百万円)	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの(百万円)
その他の金銭の信託	463	463	－	－	－

(注)「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

当中間連結会計期間（2026年９月30日現在）

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの(百万円)	うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの(百万円)
その他の金銭の信託	434	434	－	－	－

(注)「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度（2026年３月31日現在）

	金額(百万円)
評価差額	△10,237
その他有価証券　(注)	△10,237
繰延税金資産	3,293
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△6,943
(△)非支配株主持分相当額	5
その他有価証券評価差額金	△6,948

（注）市場価格のない株式等に区分している投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額等（益）15百万円が含まれております。

当中間連結会計期間（2026年９月30日現在）

	金額(百万円)
評価差額	△11,882
その他有価証券　(注)	△11,882
繰延税金資産	3,770
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△8,111
(△)非支配株主持分相当額	5
その他有価証券評価差額金	△8,117

（注）市場価格のない株式等に区分している投資事業有限責任組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額等（益）11百万円が含まれております。

(デリバティブ取引関係)

1　ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（2026年３月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（2026年９月30日現在）

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（2026年３月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（2026年９月30日現在）

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（2026年３月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（2026年９月30日現在）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（2026年３月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（2026年９月30日現在）

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度（2026年３月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（2026年９月30日現在）

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度（2026年３月31日現在）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち １年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ 買建	9,569	8,621	△94	△94
合　　計		―	―	△94	△94

（注）１　上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

２　「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

当中間連結会計期間（2026年９月30日現在）

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ 買建	7,842	7,279	△80	△80
合　　計		―	―	△80	△80

（注）１　上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
２　「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

２ ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日（連結決算日）における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（2026年３月31日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	その他有価証券（債券）	―	―	―
	受取変動・支払固定		35,000	35,000	5,425
	合計	―	―	―	5,425

（注）繰延ヘッジによっております。

当中間連結会計期間（2026年９月30日現在）

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち１年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	その他有価証券（債券）	―	―	―
	受取変動・支払固定		35,000	35,000	8,003
	合計	―	―	―	8,003

（注）繰延ヘッジによっております。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度（2026年３月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（2026年９月30日現在）

該当事項はありません。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（2026年３月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（2026年９月30日現在）

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（2026年３月31日現在）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（2026年９月30日現在）

該当事項はありません。

（収益認識関係）

1　顧客との契約から生じる収益を分解した情報

（単位：百万円）

区分		前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
経常収益		25,134	31,269
うち　資金運用収益		17,221	21,732
うち　役務取引等収益		5,207	5,742
	預金・貸出業務	1,236	1,592
	為替業務	742	732
	証券関連業務	55	42
	代理業務	427	189
	※１　金融商品取引業務	893	1,159
	その他（投資信託関連手数料等）	1,852	2,025
うち　その他業務収益		489	668
	※２　商品有価証券売買益	352	342
	国債等債券売却益	0	0
	その他	135	324
うち　その他経常収益		2,215	3,126
	貸倒引当金戻入益	－	－
	償却債権取立益	85	72
	株式等売却益	232	971
	※３　その他	1,897	2,082

（注）上表には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に基づく収益も含んでおります。
なお、以下の※１から※３の連結子会社の収益以外は、主として当行グループの銀行業務から発生した収益であります。

※１　金融商品取引業務に係る収益は、とちぎんＴＴ証券株式会社の「金融商品取引業」から発生しております。

※２　商品有価証券売買益は、主にとちぎんＴＴ証券株式会社の「金融商品取引業」から発生しております。

※３　その他の収益は、主に株式会社とちぎんリーシングの「リース業」及び株式会社とちぎんカード・サービスの「カード業」から発生しております。

2　顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項　４　会計方針に関する事項（14）重要な収益及び費用の計上基準」に記載しているため、省略しております。

3　顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間連結会計期間末において存在する顧客との契約から当中間連結会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約負債の残高等

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	843	797
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	797	668
契約負債（期首残高）	300	262
契約負債（期末残高）	262	179

契約負債は、主に、貸金庫手数料、私募債の期中事務管理手数料及びカード年会費に関する前受収益（その他負債に計上）であります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

前中間連結会計期間に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、160百万円であります。当中間連結会計期間に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、111百万円であります。過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から、当中間連結会計期間に認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当行及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が１年以内の契約について注記の対象に含めておりません。残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

前連結会計年度

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2026年３月31日)
2027年３月期	38
2028年３月期	27
2029年３月期	16
2030年３月期	9
2031年３月期	1
2032年３月期	0
2033年３月期	―
合計	94

当中間連結会計期間

(単位：百万円)

	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
2027年３月期下期	18
2028年３月期	27
2029年３月期	17
2030年３月期	9
2031年３月期	2
2032年３月期	0
2033年３月期	―
合計	75

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

１．報告セグメントの概要

当行グループは、当行及び連結子会社６社(前中間連結会計期間は６社)で構成され、銀行業務を中心に、リース業務、カード業務、金融商品取引業務等の金融サービスに係る事業を行っております。

報告セグメントは、「銀行業」及び「金融商品取引業」であり、「その他」にはリース業およびカード業等が含まれています。

「銀行業」は、預金業務、貸出業務、内国・外国為替業務等を行っており、当行及び当行からの受託業務を主たる業務としている連結子会社２社を集約しております。「金融商品取引業」は、証券仲介等を行っている連結子会社のとちぎんＴＴ証券株式会社であります。

２．報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。報告セグメントの利益は、経常利益ベースの数値であり、セグメント間の取引は、第三者価格に基づいております。

３．報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	金融商品取引業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	22,054	1,285	23,340	1,793	25,134	―	25,134
セグメント間の内部経常収益	260	―	260	323	584	△584	―
計	22,315	1,285	23,601	2,117	25,718	△584	25,134
セグメント利益	4,551	244	4,795	166	4,962	△28	4,934
セグメント資産	3,361,943	11,252	3,373,195	18,038	3,391,233	△6,942	3,384,290
その他の項目							
減価償却費	558	23	582	116	698	80	779
資金運用収益	17,248	38	17,287	4	17,292	△70	17,221
資金調達費用	3,380	25	3,405	47	3,453	△42	3,411
貸倒引当金繰入額（△は戻入益）	269	―	269	△5	264	△0	263
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	3,877	2	3,880	1,361	5,242	25	5,267

(注) １．一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

２．「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、リース業及びカード業等であります。

３．調整額は、すべてセグメント間取引消去によるものであります。

４．セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	金融商品取引業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	27,800	1,564	29,365	1,904	31,269	―	31,269
セグメント間の内部経常収益	275	0	276	297	574	△574	―
計	28,076	1,565	29,641	2,202	31,844	△574	31,269
セグメント利益	3,983	399	4,383	120	4,504	△28	4,475
セグメント資産	3,409,900	13,951	3,423,852	19,477	3,443,330	△8,558	3,434,772
その他の項目							
減価償却費	699	11	710	139	849	32	882
資金運用収益	21,760	62	21,823	5	21,828	△96	21,732
資金調達費用	5,329	38	5,368	71	5,439	△67	5,372
貸倒引当金繰入額（△は戻入益）	1,606	―	1,606	20	1,627	△0	1,626
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	3,801	6	3,807	715	4,523	27	4,550

(注) １．一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。
２．「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、リース業及びカード業等であります。
３．調整額は、すべてセグメント間取引消去によるものであります。
４．セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

１　サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	役務取引業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	14,943	1,905	4,413	3,872	25,134

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

２　地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３　主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

１　サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	役務取引業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	18,891	3,539	4,743	4,095	31,269

（注）一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

２　地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

３　主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

該当事項はありません。

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

該当事項はありません。

(１株当たり情報)

１　１株当たり純資産額

		前連結会計年度 (2026年３月31日)	当中間連結会計期間 (2026年９月30日)
１株当たり純資産額	円	1,567.66	1,584.04
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	百万円	164,954	166,804
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	1,710	1,804
(うち非支配株主持分)	百万円	1,710	1,804
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	163,244	165,000
１株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	104,132	104,164

(注) 当行は、株式給付信託（BBT）を導入しており、当該信託に残存する当行株式を１株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末（期末）の普通株式の数から控除する自己株式に含めております。控除する自己株式に含めた当該株式数は前連結会計年度末960千株、当中間連結会計期間末928千株であります。

２　１株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後１株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
１株当たり中間純利益	円	41.83	33.81
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	4,344	3,521
普通株主に帰属しない金額	百万円	―	―
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	4,344	3,521
普通株式の期中平均株式数	千株	103,849	104,144

(注) １　当行は、株式給付信託（BBT）を導入しており、当該信託に残存する当行株式を１株当たり中間純利益及び潜在株式調整後１株当たり中間純利益の算定上、普通株式の期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。控除する自己株式に含めた当該株式の期中平均株式数は前中間連結会計期間1,244千株、当中間連結会計期間948千株であります。

２　潜在株式調整後１株当たり中間純利益につきましては、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
資産の部		
現金預け金	※4 463,615	※4 356,667
コールローン	918	691
金銭の信託	463	434
有価証券	※1,※2,※4,※6 423,241	※1,※2,※4,※6 473,529
貸出金	※2,※3,※4,※5 2,457,837	※2,※3,※4,※5 2,524,530
外国為替	※2 753	※2 625
その他資産	※2,※4 12,189	※2,※4 15,603
その他の資産	12,189	15,603
有形固定資産	26,141	27,799
無形固定資産	1,475	1,722
前払年金費用	9,481	11,212
繰延税金資産	7,341	6,431
支払承諾見返	※2 2,054	※2 2,430
貸倒引当金	△10,736	△11,888
資産の部合計	3,394,778	3,409,790
負債の部		
預金	※4 3,175,361	※4 3,183,129
譲渡性預金	800	800
借用金	※4 42,500	※4 42,300
外国為替	-	0
その他負債	23,625	28,250
未払法人税等	1,358	742
金融商品等受入担保金	5,045	8,036
リース債務	164	170
その他の負債	17,057	19,301
賞与引当金	773	806
役員賞与引当金	22	16
退職給付引当金	35	35
役員株式給付引当金	58	79
睡眠預金払戻損失引当金	244	244
偶発損失引当金	504	472
再評価に係る繰延税金負債	829	828
支払承諾	2,054	2,430
負債の部合計	3,246,810	3,259,393

（単位：百万円）

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
純資産の部		
資本金	27,408	27,408
資本剰余金	26,150	26,150
資本準備金	26,150	26,150
利益剰余金	100,459	102,284
利益準備金	1,745	1,745
その他利益剰余金	98,714	100,539
別途積立金	89,987	89,987
繰越利益剰余金	8,727	10,552
自己株式	△2,153	△2,144
株主資本合計	151,865	153,699
その他有価証券評価差額金	△6,945	△8,113
繰延ヘッジ損益	3,722	5,490
土地再評価差額金	△674	△678
評価・換算差額等合計	△3,897	△3,301
純資産の部合計	147,967	150,397
負債及び純資産の部合計	3,394,778	3,409,790

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2025年４月１日 至 2025年９月30日)	当中間会計期間 (自 2026年４月１日 至 2026年９月30日)
経常収益	22,321	28,081
資金運用収益	17,248	21,760
（うち貸出金利息）	14,157	17,909
（うち有価証券利息配当金）	1,343	2,248
役務取引等収益	4,513	4,773
その他業務収益	136	325
その他経常収益	※1 423	※1 1,222
経常費用	17,780	24,114
資金調達費用	3,380	5,329
（うち預金利息）	2,753	4,987
役務取引等費用	2,183	2,246
その他業務費用	604	2,343
営業経費	※2 10,557	※2 11,722
その他経常費用	※3 1,054	※3 2,471
経常利益	4,540	3,967
特別利益	40	497
特別損失	5	16
税引前中間純利益	4,575	4,448
法人税、住民税及び事業税	528	579
法人税等調整額	△131	576
法人税等合計	396	1,156
中間純利益	4,178	3,292

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2025年４月１日　至 2025年９月30日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	27,408	26,150	26,150	1,745	106,987	△14,678	94,054
当中間期変動額							
剰余金の配当						△367	△367
別途積立金の取崩					△17,000	17,000	-
中間純利益						4,178	4,178
自己株式の取得							
自己株式の処分							
土地再評価差額金の取崩							
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）							
当中間期変動額合計	-	-	-	-	△17,000	20,811	3,811
当中間期末残高	27,408	26,150	26,150	1,745	89,987	6,133	97,865

	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△2,288	145,325	△6,627	1,108	△661	△6,181	139,144
当中間期変動額							
剰余金の配当		△367					△367
別途積立金の取崩		-					-
中間純利益		4,178					4,178
自己株式の取得	△0	△0					△0
自己株式の処分	134	134					134
土地再評価差額金の取崩		-					-
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）			1,477	924	-	2,401	2,401
当中間期変動額合計	134	3,945	1,477	924	-	2,401	6,347
当中間期末残高	△2,153	149,270	△5,150	2,032	△661	△3,779	145,491

当中間会計期間(自 2026年４月１日　至 2026年９月30日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	27,408	26,150	26,150	1,745	89,987	8,727	100,459
当中間期変動額							
剰余金の配当						△1,471	△1,471
別途積立金の取崩							-
中間純利益						3,292	3,292
自己株式の取得							
自己株式の処分							
土地再評価差額金の取崩						3	3
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）							
当中間期変動額合計	-	-	-	-	-	1,824	1,824
当中間期末残高	27,408	26,150	26,150	1,745	89,987	10,552	102,284

	株主資本		評価・換算差額等				純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△2,153	151,865	△6,945	3,722	△674	△3,897	147,967
当中間期変動額							
剰余金の配当		△1,471					△1,471
別途積立金の取崩		-					-
中間純利益		3,292					3,292
自己株式の取得	△0	△0					△0
自己株式の処分	9	9					9
土地再評価差額金の取崩		3					3
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）			△1,168	1,768	△3	596	596
当中間期変動額合計	9	1,833	△1,168	1,768	△3	596	2,430
当中間期末残高	△2,144	153,699	△8,113	5,490	△678	△3,301	150,397

【注記事項】

（重要な会計方針）

1　商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2　有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3　デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4　固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、1998年４月１日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに2016年４月１日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　：６年～50年

その他　：４年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(主として５年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5　引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

破綻先　　：破産、特別清算等、法的又は形式的に経営破綻の事実が発生している債務者

実質破綻先：破綻先と実質的に同等の状況にある債務者

破綻懸念先：現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要管理先　：要注意先のうち債権の全部または一部が要管理債権（貸出条件緩和債権及び三月以上延滞債権）である債務者

要注意先　：貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調ないし不安定または財務内容に問題があるなど、今後の管理に注意を要する債務者

正常先　　：業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

正常先に対する債権については主として今後１年間の予想損失額を見込んで計上しております。また、要管理先に対する債権については主として今後３年間の、その他の要注意先に対する債権については主として今後１年間の予想損失額を見込んで計上しております。予想損失額は１年間又は３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して、３年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の一定期間における平均値に基づき決定した予想損失率を乗じて計上しております。なお、大口の破綻懸念先に対する債権については、債務者ごとの回収可能性を見積り、予想損失率に基づき算定した貸倒引当金に対して必要と認められる追加的な引当額を計上しております。破綻先に対する債権及び実質破綻先に対する債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込

額及び保証による回収可能見込額を控除し、残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は6,861百万円(前事業年度末は6,455百万円)であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用　　：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異　：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

ただし、当行の嘱託・臨時従業員への退職給付については、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 役員株式給付引当金

役員株式給付引当金は、役員株式給付規程に基づく当行の取締役（社外取締役は除く）への当行株式の交付に備えるため、取締役に対する株式給付債務の見込額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。なお、株式給付信託に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号　2015年３月26日）に準じた処理をしております。

(6) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(7) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金見込額を計上しております。

6　収益の計上基準

顧客との契約から生じる収益の計上基準

顧客との契約から生じる収益については、以下の５ステップに基づき収益を認識しております。

ステップ１：顧客との契約を識別する。

ステップ２：契約における履行義務を識別する。

ステップ３：取引価格を算定する。

ステップ４：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ５：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

顧客との契約から生じる収益のうち、投資信託の販売等に係る手数料収入等については、財又はサービスの提供完了時点において履行義務を充足するものとして収益を認識しております。また、カード年会費収入等、サービス提供期間にわたって履行義務を充足するものについては、当該期間にわたって収益を認識しております。

なお、これらの収益には重大な変動対価の見積り及び金融要素は含まれておりません。

7　外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

8　重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。ヘッジ取引については、ヘッジ対象であるその他有価証券に区分している固定金利の債券から生じる金利リスクを回避するため、ヘッジ手段として取引ごとに個別対応の金利スワップ取引等のデリバティブ取引を行う「個別ヘッジ」を実施しております。

ヘッジの有効性の評価については、ヘッジ手段とヘッジ対象の条件が概ね同一であることをもって有効性の評価に代えております。

9　その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

（追加情報）

（株式給付信託を利用した業績連動型株式報酬制度）

中間連結財務諸表に当該注記をしております。

(中間貸借対照表関係)

※１　関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
株　式	2,974百万円	2,974百万円
出資金	250百万円	199百万円

※２　銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第２条第３項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2,666百万円	2,444百万円
危険債権額	45,635百万円	46,686百万円
要管理債権額	2,565百万円	2,818百万円
三月以上延滞債権額	53百万円	47百万円
貸出条件緩和債権額	2,512百万円	2,771百万円
小計額	50,867百万円	51,949百万円
正常債権額	2,431,824百万円	2,496,280百万円
合計額	2,482,691百万円	2,548,229百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

※３　手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
1,185百万円	624百万円

※４　担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
担保に供している資産		
預け金	44百万円	44百万円
有価証券	70,150百万円	45,595百万円
貸出金	100,000百万円	150,033百万円
その他の資産	1百万円	1百万円
計	170,196百万円	195,674百万円
担保資産に対応する債務		
預金	2,056百万円	3,346百万円
借用金	42,500百万円	42,300百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
有価証券	10,062百万円	10,943百万円

また、その他の資産のうち保証金は次のとおりであります。

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
保証金	590百万円	561百万円

※５　当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
融資未実行残高	354,120百万円	351,718百万円
うち契約残存期間が１年以内のもの	337,537百万円	334,981百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

※６　「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第２条第３項)による社債に対する保証債務の額

前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
20,467百万円	18,376百万円

(中間損益計算書関係)

※１　その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
償却債権取立益	84百万円	72百万円
株式等売却益	211百万円	971百万円

※２　減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
有形固定資産	391百万円	495百万円
無形固定資産	166百万円	202百万円

※３　その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
貸倒引当金繰入額	270百万円	1,609百万円
貸出金償却	586百万円	656百万円
株式等売却損	0百万円	27百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（2026年３月31日現在）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価 （百万円）	差額 （百万円）
子会社株式	―	―	―
関連会社株式	―	―	―
合計	―	―	―

当中間会計期間（2026年９月30日現在）

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価 （百万円）	差額 （百万円）
子会社株式	―	―	―
関連会社株式	―	―	―
合計	―	―	―

（注）上表に含まれない市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）

(単位：百万円)

	前事業年度 (2026年３月31日)	当中間会計期間 (2026年９月30日)
子会社株式	2,974	2,974
関連会社株式	―	―

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【その他】

中間配当

2026年11月６日開催の取締役会において、第124期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額	**1,576百万円**
１株当たりの中間配当金	**15円　00銭**

（注）2026年11月６日取締役会決議による配当金の総額には、株式給付信託（BBT）が保有する当行株式に対する配当金13百万円が含まれております。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年11月9日

株式会社　栃　木　銀　行
取　　締　　役　　会　御中

有限責任監査法人 ト　ー　マ　ツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　百　瀬　和　政
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　髙　尾　大　介

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社栃木銀行の2026年4月1日から2027年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026年4月1日から2026年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社栃木銀行及び連結子会社の2026年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2026年4月1日から2026年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中

間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- 中間連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間連結財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1　上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2　XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2026年11月9日

株式会社　栃　木　銀　行
取　　締　　役　　会　御中

有限責任監査法人 ト　ー　マ　ツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　百　瀬　和　政
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士　髙　尾　大　介

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社栃木銀行の2026年4月1日から2027年3月31日までの第124期事業年度の中間会計期間（2026年4月1日から2026年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社栃木銀行の2026年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2026年4月1日から2026年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基

づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注) 1　上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2　XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。